



ＬＰガス利用料金の負担軽減策を実施します

長野県では、物価高騰に直面する県内のＬＰガス一般消費者等を支援するため、ＬＰガス販売事業者を通じて利用料金の負担軽減策を実施します。

■負担軽減策の概要

期間・金額	令和7年5、6月の請求分から合計最大1,000円（税抜）軽減します（※）。
対 象 者	次の①、②のどちらも満たす者 ①令和6年8月1日から10月31日まで及び令和7年1月1日から3月31日までのＬＰガス利用料金が1契約あたり1,000円（税抜）以上の者 ②一般家庭、飲食店、集団供給（コミュニティーガス含む）で利用している者

※負担軽減を実施する月は販売事業者によって異なります。

利用料金によっては、負担軽減額が1,000円（税抜）に満たない場合があります。

■留意事項

- ・契約している販売事業者が手続を行います（一般消費者等による手続は不要）。
- ・契約している販売事業者が本事業に参加しない場合は、対象となりません。
- ・契約している販売事業者が県外事業者の場合は、販売事業者または下記の支援事務局にお問い合わせください。
- ・負担軽減に関して、販売事業者または支援事務局が一般消費者等に直接個人情報をお聞きすることはありません。不審な問い合わせがあった場合は、下段の問合せ窓口までご連絡ください。

■本件に関する問合せ窓口

◇ 長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援事務局（（一社）長野県ＬＰガス協会内）

電話 026-266-0228、Mail shienkin@naganolp.or.jp

（受付時間：9時から16時まで（土日祝・夏季休日除く））

この事業は、県が一般社団法人長野県ＬＰガス協会に対して補助を行い、同協会が販売事業者を通じて実施するものです。

こどもまんなか

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

（本プレスリリースに関する問合せ先）

担 当 産業労働部 産業技術課
保安・伝統産業係 峯村、塩入、錦山
電 話 026-235-7133（直通）
E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp